

都市計画運用指針改正（新旧対照表）

（IV－2 都市計画の内容） P 42

改 正 後	現 行
<p>IV－2 都市計画の内容</p> <p>IV－2－1 土地利用</p> <p>A. 準都市計画区域（法第5条の2関連） （略）</p> <p>B. 区域区分（法第7条関連）</p> <p>1. 市街化区域</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域</p> <p>① 令第8条第1項第2号において、原則として市街化区域に含まないこととされている土地の区域は、次のような区域とすべきである。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) 同号ハの「集団農地」とは、<u>おおむね10ha以上</u>の規模の一団の農用地を指すものであること。</p> <p>3)～5) （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>2. ～4. （略）</p>	<p>IV－2 都市計画の内容</p> <p>IV－2－1 土地利用</p> <p>A. 準都市計画区域（法第5条の2関連） （略）</p> <p>B. 区域区分（法第7条関連）</p> <p>1. 市街化区域</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域</p> <p>① 令第8条第1項第2号において、原則として市街化区域に含まないこととされている土地の区域は、次のような区域とすべきである。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) 同号ハの「集団農地」とは、<u>おおむね20ha以上</u>の規模の一団の農用地を指すものであること。</p> <p>3)～5) （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>2. ～4. （略）</p>